

租シ(解雇ノ場合ハ別)
昭和五年九月五日

関東船夫労働組合
極東回漕従業員一同

右及申(通)報候也

5. 9. 29
1745

勞社第三三〇七號
昭和五年八月廿七日

警視總監
丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 長官 殿
村舎川縣 知事 殿

極東回漕店労働爭議三宗スル件 (五二報一二月廿六日通)

要旨ハ労働争議シテ之爭議ニ付ニ対策ヲ相討時ノ狀態ニシテ勞務態度極度惡劣ナリ

既報標記労働爭議前報後ノ状況ニ記ノ通ナリ